

富士見集会所だより



狭山市セタの妖精 おりびい

発行日:令和7年3月10日(月)
発行:狭山市立富士見集会所
〒350-1306 狭山市富士見1-1-18
TEL&FAX:04-2959-6230
E-Mail:fujimi-s@city.sayama.saitama.jp

3月号

利用登録団体代表者連絡会・人権研修会がありました

2月25日(火)に利用登録団体代表者連絡会を開催し、来年度の登録更新や集会所の利用上の注意について説明をしました。また、参加者を対象に「誰かのことじゃない」というテーマで、今年度は「同和問題」について人権研修会を行いました。その他、日本では、今、問題になっている「インターネット上での人権侵害」など、様々な人権課題があります。人権課題を解決するためには何よりも「自分事としてとらえること」「相手を思いやるための想像力を持つ」ことが大切ということを知り、身近な人権について考えるいい機会となりました。

避難訓練・消火訓練を実施しました

富士見集会所では、毎年、利用登録団体代表者連絡会の開催に合わせて、災害時の対応説明と避難訓練を実施しています。今回も集会所利用中に地震等の災害が発生した時の身を守る行動や避難経路の確認をし、避難する時の鉄則として「おかしもち」という言葉を覚えるとよいという話をしました。これは、「『お』さない、『か』けない、『し』ゃべらない、『も』どらない、『ち』かよらない」という避難時の五原則の頭の文字をとったものです。また、狭山市消防署富士見分署の署員の方から、消火器の使い方を教えていただき、実際に水消火器で消火訓練を行いました。災害は、いつ何時起こるかわかりません。自宅や外出先等で地震や火事にあつた時にどのように行動したらよいか、何を持ってどこへ避難したらいいか、いつも考えておくことが必要です。利用者の皆さんには、集会所の消火器の設置場所及び避難経路の確認を改めてお願いします。



「中学生人権学習」を行いました

2月7日(金)に中央中学校、2月13日(木)に狭山台中学校で、「狭山カーレットクラブまぜこぜ」代表の堀充さんを講師にお招きし「中学生人権学習」を行いました。はじめに「まぜこぜ」の意味が、「多様・多世代の人が対等な立場で混ざり合って活動している」という説明を聞きました。その後、まぜこぜのメンバーで視覚障害者の方のお話や、歩く時の声の掛け方や介助の方法を実演していただき、代表生徒にも体験してもらいました。そして、「心のバリアフリー」や「障害の社会モデル」についても教えていただきました。健常者が中心になって作られたものやルールには、知らないうちに「障害」を作っていることがあるので、私たちは、想像力を働かせ、ほんの少しの工夫をすることで、誰もが笑顔になれる社会を築くことができるということを知りました。最後に、ユニバーサルスポーツのカーレットの実演を見せていただき、さまざまな障害がある方でも、みんなが対等にカーレットを楽しむことができるということを実演から学びました。カーレットを初めて見る生徒もたくさんいて、今度は自分もゲームを試してみたいという感想も聞かれました。



☆春休み講座☆親子でも子供だけでも大人だけでも参加自由



～子供から高齢者まで障害の有無に関わらず誰でも楽しく参加できる～

ユニバーサルスポーツを楽しもう!!

費用無料!
誰でも参加可

3月27日(木)10～12時 (申込不要・途中からでも参加可)

【内容】「カーレット」や「ボッチャ」や「モルック」で楽しい時間を過ごします。

【場所】富士見集会所 第一集会室 【費用】無料 【対象】子供から大人まで

3月から4月の主な予定

日にち	行事内容
3/10(月)	集会所だより3月号発行
3/15(土)	ふれあいコンサート(出演:狭山うたごえ同好会)
3/20(木)	春分の日(休所日)
3/26(水)	健康づくり講座「骨盤と背骨の歪みを整えて健康な体づくり」
3/27(木)	ユニバーサルスポーツを楽しもう!

【休所日】3/17(月)、3/20(祝・木)春分の日、4/21(月)、4/29(祝・火)みどりの日
【夜間休所日】3/25(火)、4/1(火)、4/22(火)、4/30(水)

～消費生活センターからのお知らせ～

「給湯器の点検に伺います」の電話から始まる勧誘に注意!

給湯器の点検商法に関する相談が、相次いで寄せられています。業者が、突然の電話で給湯器の点検を持ち掛け、訪問を約束させます。現在契約している会社だと皆さんを勘違いさせる言い方をする場合もあります。また、いきなり訪問したり、依頼をしていないのに「給湯器点検をご依頼いただき、ありがとうございます」というチラシをポストに投函していた事例もあります。点検に来た業者は、「水漏れしている」とか「長く使っていると火災の危険がある」など様々な理由で交換を急がせ、高額な交換工事を契約させます。

給湯器の点検を依頼したい場合は、メーカーへ確認しましょう。

本来望んでいない契約をしてしまったときなど、クーリング・オフできる場合もありますので、契約書面は必ず受け取るようにしてください。

【相談・問合せ】消費生活センターへ ☎04-2954-7799
月～金曜日の9時30分～12時、13時～16時